

葉山町協働推進事業委託仕様書

1 業務目的

本業務は、住民と住民、住民と行政の協働による自治活動を活発化させ、地域の歴史の中で育まれた生活文化を受け継ぎ、現代に生かし発展させ、豊かな地域社会を築くとともに、住民が自発的に行うまちづくり活動を支援し、交流の場を設け、活動団体の中心的役割を担い、活動グループ相互の交流、連携を推進し、行政とのパートナーシップを発展させ、住民と行政が地域社会の運営を適切に分担する、新しい地域社会の創造を目指すものとする。

2 設置場所及び建物構造等

本業務の目的を達成するための拠点として、「葉山まちづくり館」を次のとおり設置する。

- (1) 設置場所: 葉山町堀内 1874 番地 葉山町立図書館2階の一部(第2研修室)
- (2) 建物構造: 鉄筋コンクリート造地上2階地下1階
- (3) 延床面積: 約 2,034.48 m²
- (4) 使用面積: 上記のうち, 2階の一部 111.00 m²

3 開館日

年末年始(12月28日から翌年1月5日まで)及び葉山町立図書館の休館日(月曜日、祝日の翌日等)を除く毎日

4 開館時間

午前10時から午後5時30分まで

5 業務の視点

本業務は、次の視点に留意して実施するものとする。

- (1) 町の事業パートナーとして公益性を求め、活動団体の先導的な役割を担うとともに交流の場を提供すること。
- (2) 本事業の対象となる町民まちづくり活動団体、グループの増加、活発化を促進すること。
- (3) 葉山生活文化を継承・創造する、協働型事業の増加を促進すること。

6 委託業務の主な内容

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 協働型総合支援業務

(ア) 町民活動情報の収集及び提供

- ① ホームページの維持運営管理
まちづくり情報の企画・作成・掲載・発信作業

(2) 葉山まちづくり館の管理及び運営

(ア) 葉山まちづくり館の開館及び閉館と鍵の管理

(イ) 事務スペース及び交流の場の利用に関する事務

(ウ) 葉山まちづくり館利用者統計の作成に関する事務

(エ) まちづくりに関する情報提供に関する事務

- ① 人材紹介、各種活動支援情報その他町民活動団体の運営及び活動に寄与する情報の収集及び提供

- ① 町民活動に関するチラシ、パンフレット、ポスター等の掲示

- ③ 町民活動に関する図書の収集及び管理

(オ) 貸出文具の利用に関する事務

文具消耗品の購入、貸出及び管理

(カ) 町民活動団体の活動支援に関する事務

郵便物、ファックス文書等のメールボックスへの取次ぎ及び利用申込みへの対応等

(キ) 葉山まちづくり館の設備及び備品の管理に関する事務

- ① コピー機の利用に関する事務

- ② 印刷機の利用に関する事務

- ③ パソコンの利用に関する事務

(ク) 葉山まちづくり館の清掃

(ケ) その他葉山まちづくり館を運営するために必要な事務

7 遵守事項

- (1) 特定非営利活動促進法(以下「NPO 法」という。)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること。
- (2) NPO 法別表第1号から第16号までに掲げる活動のうち1以上の活動を行い、又は同表第17号に掲げる活動を行うこと。
- (3) 葉山町に主たる事務所があること。
- (4) 委託業務内容を遂行するにあたり、十分な能力を持つ職員を確保すること。

- (5) 設備、備品等の管理、来館者の応対・相談等、葉山まちづくり館の円滑な管理に支障のない組織体制を整えること。
- (6) 常時職員を葉山まちづくり館に配置すること。
- (7) 業務上知り得た個人情報等を他に漏らさないこと。
- (8) 事業実施に係る基本方針及び事業計画を決定するために、町担当課と十分な協議をした上で業務を遂行すること。また、実施途中において疑義等が生じた場合は、速やかに協議の場を設けること。
- (9) 葉山まちづくり館の管理及び運営にあたり、図書館長と十分な連携を図ること。
- (10) 本契約にかかった経費が当初の委託費を下回った場合には、速やかに報告の上、契約額を変更することとする。

8 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

9 成果品

以下について年間の業務成果をまとめ、報告書2部及びCD-R1枚を納品すること。

- (ア) 年間の業務実施概要
- (イ) 葉山まちづくり館の利用状況
- (ウ) 協働型まちづくり推進業務(個別に報告するものは、概要のみを記載すること。)
- (エ) 町民活動団体の動向
- (オ) その他、必要事項

10 支払方法

支払回数は3回以内とし、うち2回は前払いできるものとする。